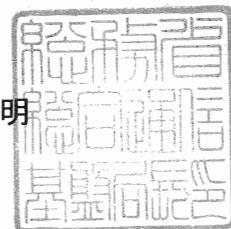




總基料第141号
平成19年7月9日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三 殿

総務省総合通信基盤局長
寺崎 明



自己資本利益率の算定に用いる β 値の見直しについて（要請）

「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」（平成19年4月19日諮問第1169号）に関し、別紙のとおり情報通信審議会より答申（平成19年6月21日情審通第68号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切に実施するとともに、平成19年9月末までにその結果を根拠とともに報告されたい。

記

接続料規則の一部改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直すこと。

情報審通第68号
平成19年6月21日

総務大臣
菅 義偉 殿

情報通信審議会

会長 庄山 悅彦



答申書

平成19年4月19日付け諮問第1169号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - ・ 平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対して求めるとともに、当該 β 値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること。（考え方9）

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方(抄)

(2) 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入

意見9-1 「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理部門のリスクは現行方式に比して減少するため、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法について変更する必要がある」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)との答申について、今回の見直しにより事業リスク自体が軽減されるわけではないこと等から、自己資本利益率の算定方法を変更することは不適切。	再意見9-1	考え方9
<p>○「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(H19.3.30 付情報通信審議会答申)」において、今回の精算方法の見直しに伴い、「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少するため、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法について変更する必要がある」と指摘されていますが、今回の見直しによって、自己資本利益率を変更することは、以下の理由から不適切であり、実施すべきではないと考えます。</p> <p>① 自己資本利益率は、投下した資本で行う事業のリスクに見合った期待利益率であり、精算の有無によって変動するものではないこと。</p> <p>② また、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあり、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の見直しによって、事業リスク自体が変わることはないこと。</p>	<p>○ 今回の事後精算制度の廃止に伴い、NTT 東西は、最終的に実績費用の全額回収が可能となるため、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなるものと考えます。</p> <p>このため、事後精算制度の廃止に伴い新たに接続料を算定する際に用いられる自己資本利益率は、リスクフリーレート等の低廉な水準に見直されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 平成19年3月答申において示したとおり、精算方法の変更は事業リスクに影響を与えることから、この点を踏まえ、自己資本利益率の見直しを行うことが必要である。</p> <p>他方、NTT東西は、再意見において、自己資本利益率の算定に用いている現行の β 値(=0.6)は、必ずしも近年の通信市場における事業リスクの変化を十分に反映したものではないとしている。</p> <p>以上を踏まえれば、自己資本利益率については、まずはNTT東西において適切な β 値を示した上で、その妥当性を検証することが適当である。</p> <p>したがって、総務省においては、NTT東西に対し、平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することを求めることが適当である。また、当該 β 値の適正性については、総務省及び当審議会において平成20年度接続料の認可に際し改めて検証することが適当である。</p>

<p>③これまで自己資本利益率は、1／2のタイムラグ精算方式を採用しているヒストリカル接続料も、予測トラヒックにより設定し事後精算を行わないLRICも同じ水準に設定されており、投下資本の回収リスクについては、特定の精算方式に関わらず同一に設定していること。</p> <p>仮に、自己資本利益率の算定方法を見直すのであれば、現行の算定方法を導入した平成10年当時と比べ、通信市場では設備競争が進展し、事業リスク(設備を新たに構築しても、誰にも使われなくなるリスク)は増大している状況を踏まえた上で、ファイナンス分野の専門家等を交えた検討の場を設置する等、ファイナンス的見地からの客観的意見等を踏まえた議論を行っていただく必要があると考えます。</p> <p>(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)</p>		
<p>意見9-2 事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接続料は、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率を適用することが必須であり、その旨を規定すべき。</p>	<p>再意見9-2</p>	
<p>○ 答申には、「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる。したがって、案③(※)を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。」と取り纏められています。このように、事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接続料に対しては、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率が適用されることが必須であり、今回の省令改正において接続料規則第十二条にその旨を規定すべきであると考えます。</p>	<p>○ 「事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接続料に対しては、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率が適用されることが必須であり、今回の省令改正において接続料規則第十二条にその旨を規定すべき」という意見は適切であり、賛成します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、自己資本利益率は、投下した資本で行う事業のリスクに見合った期待利益率であり、精算の有無によって変動するものではないことから、今回</p>	

<p>(※) 前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績との乖離分については次期接続料の原価に算入する案</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>③ 2007年3月30日に情報通信審議会より答申のあった「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」p.23で「案③によれば、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる。案③を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。」とありますので、自己資本利益率の算定方法について、リスクを軽減したレートを設定することを明示すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>の精算方法の見直しによって、自己資本利益率を変更すべきではないと考えます。このことは、自己資本利益率について、現行の算定方法を導入した平成10年の接続料の算定に関する研究会でも、精算の有無による未回収リスクの扱いが議論されていないことや、1／2のタイムラグ精算方式を採用しているヒストリカル接続料も、事後精算を行わないLRICも同じ水準に設定し、特定の精算方式に関わらず同一に設定されていることからも、明らかであると考えます。</p> <p>また、現行の自己資本利益率の算定に用いているβ値(=0.6)は、現行の算定方法を導入した平成10年以降変更しておらず、近年の通信市場における事業リスクを的確に反映したものではありません。</p> <p>したがって、仮に、自己資本利益率の算定方法を見直すのであれば、現行の算定方法を導入した平成10年当時と比べ、通信市場では設備競争が進展し、事業リスク(設備を新たに構築しても、誰にも使われなくなるリスク)は増大している状況を踏まえた上で、ファイナンス分野の専門家等を交えた検討の場を設置する等、ファイナンス的見地からの客観的意見等を踏まえた議論を行つていただく必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあるため、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の精算方法の見直しによって、当</p>
---	--

社の事業リスク自体が軽減される訳ではないことから、今回の見直しに伴って自己資本利益率を引き下げるとは適当でないと考えます。

むしろ、現行の自己資本利益率の算定に用いている β 値(=0.6)については、光ファイバ、WiMAXに代表される広帯域無線及びIPネットワーク等、ブロードバンド市場における設備ベースの競争の本格化等、近年の電気通信市場における競争環境変化に伴う当社の事業リスクの高まり等を必ずしも十分に反映していないと考えられることから、それらの変化を反映したものとなるよう見直す必要があると考えます。

(NTT西日本)